



福県医発第1291号(地)

平成15年10月10日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 関原 敬次郎



「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」等について

標記の件につきまして、日本医師会より別添の通り通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、関係各位への周知方よろしくお願い申し上げます。



(地Ⅲ156)

平成15年10月2日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
柳田 喜美子

「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」等について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「児童福祉法の一部を改正する法律」の公布及びそれに伴う厚生労働事務次官通知（平成15年7月16日付厚生労働省発雇児第0716001号）「次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法の一部を改正する法律について」につきましては、平成15年8月26日付（地Ⅲ124）で各都道府県医師会担当理事あてにお送り申し上げます。

今般、「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」（平成15年厚生労働省令第130号）及び「児童福祉法第二十一条の二十七、第五十六条の八第一項及び第五十六条の九第一項に規定する主務省令で定める事業等のうち文部科学大臣の所管するものを定める省令」（平成15年文部科学省・厚生労働省令第3号）が、平成15年8月22日に公布され、平成17年4月1日から施行されることとなり、別添のとおり、「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」等について、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名で都道府県知事等あてに通知が出されました。

主な内容は、児童福祉法第21条の27に規定する子育て支援事業は、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業のほか、児童福祉法施行規則第21条の19各号に掲げる事業及び共同省令第2条各号に掲げる事業とすることとし、いわゆる乳幼児健康支援一時預かり事業、地域子育て支援センター事業等としています。

また、子育て支援事業の推進に関する施策は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画及び都道府県行動計画に、地域に



おける子育ての支援に関する施策として適切に盛り込むことが必要であるとしております。

また併せて、市町村保育計画等に関して、別添のとおり「児童福祉法に基づく市町村保育計画等について」（平成15年8月22日付雇児発第082208号）が、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名で出され、市町村保育計画並びに都道府県保育計画策定の留意事項が示されています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、今後、行政から子育て支援事業等について協力依頼等がありました場合には、ご協力いただきますよう貴会管下郡市区医師会に対して、周知協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

15文科初第606号
雇児発第0822007号
平成15年8月22日

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
都道府県教育委員会 殿
指定都市教育委員会
中核市教育委員会

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」等について

先般、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成15年法律第121号）が平成15年7月16日に公布され、その主たる内容については、「次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法の一部を改正する法律について」（平成15年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号）をもって都道府県知事宛通知されたところであるが、さらに、今般、「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」（平成15年厚生労働省令第130号）及び「児童福祉法第二十一条の二十七、第五十六条の八第一項及び第五十六条の九第一項に規定する主務省令で定める事業等のうち文部科学大臣の所管するものを定める省令」（平成15年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「共同省令」という。）が、別添のとおり、平成15年8月22日に公布され、平成17年4月1日から施行することとされたところである。

「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」等の概要等については、下記のとおりであるので、御了知の上、域内の市町村、関係機関、関係団体等にその周知を図るとともに、その施行に万全を期されるようお願いする。

また、共同省令の公布の趣旨を踏まえ、施行に当たっては首長部局と教育委員会との間で十分に連携が図られるよう御配慮願いたい。

1 法第21条の27に規定する子育て支援事業

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の27に規定する子育て支援事業（以下「子育て支援事業」という。）は、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業のほか、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第21条の19各号に掲げる事業及び共同省令第2条各号に掲げる事業とすることとし、いわゆる次に掲げる事業に対応するものとしたこと。（規則第21条の19及び共同省令第2条関係）

- ① 乳幼児健康支援一時預かり事業（産褥期ヘルパー）（規則第21条の19第1号関係）
- ② 乳幼児健康支援一時預かり事業（訪問型一時保育）（規則第21条の19第2号関係）
- ③ 家庭訪問支援事業（規則第21条の19第3号関係）
- ④ 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）（規則第21条の19第4号関係）
- ⑤ 家庭的保育事業（保育ママ）（規則第21条の19第5号関係）
- ⑥ 一時保育事業（規則第21条の19第6号関係）
- ⑦ 特定保育事業（規則第21条の19第7号関係）
- ⑧ ファミリー・サポート・センター事業（規則第21条19第8号関係）
- ⑨ つどいの広場事業（規則第21条の19第9号関係）
- ⑩ 地域子育て支援センター事業（規則第21条の19第10号関係）
- ⑪ 幼稚園における預かり保育（共同省令第2条第1号関係）
- ⑫ 幼稚園における相談・情報提供等事業（共同省令第2条第2号関係）

上記に掲げる事業に関しては、「乳幼児健康支援一時預かり事業の実施について」（平成6年6月23日児発第605号）、「家庭訪問支援事業の実施について」（平成14年4月30日雇児発第0430004号）、「特別保育事業の実施について」（平成12年3月29日児発第247号）、「仕事と家庭両立支援特別援助事業の実施について」（平成13年8月6日雇児発第510号）、「つどいの広場事業の実施について」（平成14年4月30日雇児発第0430005号）等の関係通知等を参考とされたい。

なお、子育て支援事業に位置付けられた事業は、法第21条の27による市町村における実施推進の対象となるほか、法第21条の29による市町村等による情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請、法第21条の34による国及び地方公共団体による援助、法第21条の35による国及び都道府県による調査研究等の対象となること。

また、子育て支援事業の推進に関する施策は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく市町村行動計画及び都道府県行動計画に、地域における子育ての支援に関する施策として適切に盛り込むことが必要であること。

2 法第21条の33による届出を行う事項等

法第21条の33による届出は、事業の種類及び内容、経営者の氏名及び住所等を記

載した届出書を提出すること等によって行うこととしたこと。（規則第21条の21関係）

なお、法第21条の33による届出は、国、都道府県及び市町村以外の子育て支援事業を行う者が任意に行うものであるが、それぞれの市町村の管内における子育て支援事業の実施状況を把握する端緒となるものであり、積極的に行われることが望ましいこと。

また、規則第21条の21第3号の「その他市町村長が必要と認める事項」については、例えば、事業の用に供する施設設備、職員の体制、利用料の額、利用定員等を届出事項とすることが考えられること。

3 市町村保育計画を作成する市町村の要件等

法第56条の8第1項の特定市町村（以下「特定市町村」という。）の要件は、前年度の4月1日において、いわゆる待機児童数が50人以上あること等としたこと。（規則第40条関係）

また、特定市町村は、法第24条による保育の実施のほか、1の⑤に掲げるいわゆる家庭的保育事業（保育ママ）に対応する事業、1の⑪に掲げる幼稚園におけるいわゆる預かり保育に対応する事業及び地方公共団体が実施している単独施策から当該特定市町村が必要と認めるものの供給体制の確保に関する計画を定めるものとしたこと。（規則第41条及び共同省令第3条関係）

なお、市町村保育計画に関する留意事項については、別途、「児童福祉法に基づく市町村保育計画等について」（平成15年8月22日雇児発第0822008号）をもって都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長宛通知しているので、参照願いたい。

4 都道府県保育計画を作成する都道府県の要件等

法第56条の9第1項の特定都道府県（以下「特定都道府県」という。）の要件は、前年度の4月1日において、規則第40条第1号に掲げる要件に該当する市町村となるべき市町村があること等としたこと。（規則第42条関係）

また、特定都道府県は、市町村における、法第24条による保育の実施のほか、1の⑤に掲げるいわゆる家庭的保育事業（保育ママ）に対応する事業、1の⑪に掲げる幼稚園におけるいわゆる預かり保育に対応する事業及び地方公共団体が実施している単独施策から当該特定都道府県が必要と認めるものの供給体制の確保に関する計画を定めるものとしたこと。（規則第43条及び共同省令第3条関係）

なお、都道府県保育計画に関する留意事項については、別途、「児童福祉法に基づく市町村保育計画等について」をもって都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長宛通知しているので、参照願いたい。

省 令

○文部科学省 令第三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）
第二十一条の二十七、第五十六條の八第一項及び
第五十六條の九第一項の規定に基づき、児童福祉
法第二十一条の二十七、第五十六條の八第一項及
び第五十六條の九第一項に規定する主務省令で定
める事務等のうち文部科学大臣の所管するものを
定める省令を次のように定める。
平成十五年八月二十二日

文部科学大臣 遠山 敦子
厚生労働大臣 坂口 力

児童福祉法第二十一条の二十七、第五十六
條の八第一項及び第五十六條の九第一項に
規定する主務省令で定める事務等のうち文
部科学大臣の所管するものを定める省令
（趣旨）

第一条 児童福祉法（以下「法」という。）第二十
一条の二十七、第五十六條の八第一項及び第五
十六條の九第一項に規定する主務省令で定める
事務等のうち文部科学大臣の所管するものにつ
いては、この省令の定めるところによる。
（法第二十一条の二十七に規定する主務省令で
定める事務等）

第二条 法第二十一条の二十七に規定する主務省
令で定める事務のうち文部科学大臣の所管する
ものは、次のとおりとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）
に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）に
在籍している幼児につき、当該幼稚園におい
て、適当な設備を備える等により、教育課
程に係る教育時間の終了後に教育活動を行う
事業

二 幼稚園において、幼児教育に関する各般の
問題につき、保護者からの相談に応じ、必要
な情報の提供及び助言を行い、その他必要な
援助を行う事業
（法第五十六條の八第一項及び第五十六條の九
第一項に規定する主務省令で定める子育て支援
事業）

第三条 法第五十六條の八第一項及び第五十六條
の九第一項に規定する主務省令で定める子育て
支援事業のうち文部科学大臣の所管するもの
は、前条第一号に掲げる事業とする。
附 則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

○厚生労働省 令第三十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）
第二十一条の二十七、第二十一条の三十三、第五
十六條の八第一項及び第五十六條の九第一項並び
に児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四
号）第三十五条の規定に基づき、児童福祉法施行
規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十五年八月二十二日

厚生労働大臣 坂口 力

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令
児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第
十一号）の一部を次のように改正する。

目次中 第四章 別則（第四十條―第五十條）
第六章 雑則（第四十九條―第五十條）
第六節 雑則（第四十九條―第五十條）

を「第四章 雑則（第四十條―第五十條）
の三」に改める。
（三）に改める。
第一条の五中「市町村」の下に「（特別区を含む。
以下同じ。）」を加える。

第一条の五の三第一項中「次項及び次条におい
てを「以下」に改める。
第二十一条の十八の次に次の三條を加える。
第二十一条の十九 法第二十一条の二十七に規定
する主務省令で定める事業は、次のとおりとす
る。

一 保護者（出産後おおむね一年以内の女子に
限る。）の疾病その他の理由により家庭にお
いて養育を受けることに支障を生じた乳児
につき、その家庭において保育、家庭並びに
養育等に関する相談及び助言を行う事業（必
要な職員を置く等により行うものに限る。次
号、第三号及び第八号において同じ。）

二 保護者の疾病その他の理由により家庭にお
いて保育されることが一時的に困難となつた
乳児につき、その家庭において保育を行う事
業

三 児童であつて、その保護者がその養育上の
不安等に関する援助を受ける必要があるもの
につき、その家庭その他の場所において保育、
養育等に関する相談及び助言その他必要な援
助を行う事業

四 次に掲げる児童であつて、その保護者の労
働その他の理由により家庭において保育され
ることが支障があるものにつき、その家庭に
おいて保育し、看護師その他の者の居宅又は
しほは保育士、看護師その他の者の居宅又は

保育所その他の施設、病院若しくは診療所（口
に掲げる児童にあつては、病院又は診療所）
において、適当な設備を備える等により、保
育を行う事業

イ 疾病にかかつているおおむね十歳未満の
児童（回復の過程にあるものを除く。）
ロ 疾病にかかつているおおむね十歳未満の
児童（回復の過程にあるものを除く。）

五 おおむね三歳未満の児童であつて、その保
護者の労働その他の理由により家庭において
保育されることが支障があるものにつき、保
育士、看護師その他の者の（当該児童の三歳等
内の親族であるものを除く。）の居宅におい
て、適当な設備を備える等により、保育を行
う事業（少数の児童を対象とし、かつ、市町
村又はその委託を受けて当該保育を行う者が
行うものに限る。）

六 保護者の疾病その他の理由により家庭にお
いて保育されることが一時的に困難となつた
乳児又は幼児につき、保育所等において、適
当な設備を備える等により、保育を行う事業
（市町村又はその委託を受けて当該保育を行
う者が行うものに限る。次号において同じ。）
七 おおむね三歳未満の児童であつて、その保
護者の労働その他の理由により、一月間に相
当程度、家庭において保育されることが支障
が生ずるものにつき、保育所等において、適
当な設備を備える等により、保育を行う事業

八 保護者であつてその乳児、幼児等の保育等
に関する援助を受けることを希望するものと
当該援助を行うことを希望する者（個人に限
る。以下この号において「援助希望者」とい
う。）との連絡及び調整を行うとともに、援助
希望者の諸苦その他の必要な援助を行う事業

九 おおむね三歳未満の児童及びその保護者が
相互の交流を行う場所を開設し、当該場所に
おいて、適当な設備を備える等により、当該
児童の養育に関する各般の問題につき、保護
者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び
助言を行い、その他必要な援助を行う事業

十 保育所その他の施設等において、必要な職
員を置く等により、乳児、幼児等の保育に関
する各般の問題につき、保護者からの相談に
応じ、必要な情報の提供及び助言を行うこと

もに、保護者の児童の養育の支援に係る活動
を行う民間団体の支援その他の必要な援助を
行う事業

第二十一条の二十 法第二十一条の三十三第二
項において準用する法第十八條の十六第二項の規
定により当該職員が携帯すべき証明書は、第十
三号の様式によるものとする。

第二十一条の二十一 法第二十一条の三十三の規
定による届出は、次に掲げる事項（当該届出を
した事項に変更があつたときは、当該変更に係
る事項とし、事業を廃止し、若しくは休止し、
又は当該届出に係る事業を再開したときは、そ
の旨とする。）を記載した届出書を提出すること
により行うものとする。

一 事業の種類及び内容
二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、
その名称及び主たる事務所の所在地）
三 その他市町村長が必要と認める事項
第三十七條第四項中「（特別区を含む。以下同
じ。）」を削る。

第四章及び第五章を削る。
第六章中第四十九條の前に次の九條を加える。
第四十條 法第五十六條の八第一項に規定する厚
生労働省令で定める要件は、次のいずれかに該
当することとする。

一 前年度（法第五十六條の八第二項及び第三
項の規定を適用する場合にあつては、前年度
又は当該年度）の四月一日において、保育の
実施の申込みを行った保護者の当該申込み
に係る児童であつて保育の実施が行われてい
ないもの（次のいずれかに該当するものを除
く。）の数が五十人以上あること。

イ 第二十一条の十九第五号に掲げる事業、
その他児童の保育に関する事業であつて当該
市町村が必要と認めるものを利用して行
う児童

ロ 保護者が入所を希望する保育所以外の保
育所に入所することができる児童

二 当該年度の四月一日において、当該年度前
年に定められた法第五十六條の八第二項の市町
村保育計画の計画期間が終了していないこと。

と。

第四十一条 法第五十六條の八第一項に規定する主務省令で定める子育て支援事業は、第二十一条の十九第五号に掲げる事業とする。

第四十二条 法第五十六條の九第一項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

一、前年度（法第五十六條の九第二項及び第六項の規定を適用する場合にあつては、前年度又は当該年度の四月一日において、当該都道府県の区域内に第四十條第一号に掲げる要件に該当する市町村となるべき市町村があること。

二、当該年度の四月一日において、当該年度前に定められた法第五十六條の九第二項の都道府県保育計画の計画期間が終了していないこと。

第四十三条 法第五十六條の九第一項に規定する主務省令で定める子育て支援事業は、第二十一条の十九第五号に掲げる事業とする。

第四十四条から第四十八條まで 削除

第四十九條の八中「第五十九條の七第一項」を「第五十九條の八第一項」に改める。

第六章を第四章とする。

第十三号の二様式の次に次の様式を加える。

第十三号の三様式（第二十一条の二十関係）

表 縦十センチメートル

横八センチメートル

証 明 書

第 号 平成 年 月 日交付

所 属

職 氏 名

市町村長 印

右の者は、児童福祉法第二十一条の三十二第一項の規定による質問又は立入検査をする職務を行う者であることを証明する。

裏

児童福祉法第十八條の十六（略）

② 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

児童福祉法第二十一条の三十二 市町村長は、第二十一条の二十九第三項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その事務を委託した者に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該事務を委託した者の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

④ 第十八條の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

附 則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

雇児発第 0822008 号
平成15年8月22日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童福祉法に基づく市町村保育計画等について

平成15年7月16日に公布された児童福祉法の一部を改正する法律（平成15年法律第121号）による改正後の児童福祉法第56条の8に基づく市町村保育計画及び第56条の9に基づく都道府県保育計画については、本日、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第130号）及び児童福祉法第21条の27、第56条の8第1項及び第56条の9第1項に規定する主務省令で定める事業等のうち文部科学大臣の所管するものを定める省令（平成15年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「共同省令」という。）が別添のとおり公布されたところである。今般、市町村保育計画及び都道府県保育計画に関し、下記のとおり留意事項を取りまとめたので、その運用に遺憾なきを期されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

1 待機児童について

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第40条に規定する「保育の実施の申込みを行つた保護者の当該申込みに係る児童であつて保育の実施が行われていないもの」（以下「待機児童」という。）とは、各年4月1日において、児童福祉法第24条第1項に規定する児童について、保育所における保育を行うことを希望する保護者が同条第2項の規定に基づき申込書を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出したにもかかわらず、保育所に入所していない児童のうち、規則第40条各号のいずれにも該当しない者をいう。なお、待機児童であるか否かを判断するに当たっては、下記の点に留意すること。

(1) 規則第40条第1号イの「その他児童の保育に関する事業であつて当該市町村が必要と認めるものを利用している児童」とは、地域の保育需要に対応するために地方公共

団体が実施している単独施策を利用している児童であり、当該児童は待機児童数には含めないこと。

- (2) 規則第40条第1号ロに規定するとおり、保護者が入所を希望する保育所以外の保育所に入所することができる児童は、待機児童に算入しないこと。この場合、「保護者が入所を希望する保育所以外の保育所」とは、例えば、

①開所時間が保護者の希望に込えている保育所

②保育所の立地条件が登園に無理のない保育所

をいうものであること。

- (3) 保護者が求職中の場合については、一般に、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第9条の5第6号に該当するものと考えられるところであるが、求職活動には様々な形態が想定されることから、保護者の求職活動の状況把握に努め、適切に対処すること（「保護者求職中の取扱い等保育所の入所要件等について」（平成12年2月9日児保第2号））。

- (4) 保育に欠ける児童を居住地の市町村以外の市町村にある保育所に入所させること（広域入所）についての希望があるが入所できない場合には、入所申込者が居住する市町村において待機児童として算入すること。

- (5) 一定期間待機児童の状態である児童については、保護者の保育所への入所希望を確認した上で、希望がない場合には待機児童に算入しないことができること。

- (6) 保育所に入所しているが、第1希望の保育所でない等の理由により転園希望が出ている場合には、当該児童は待機児童には算入しないこと。

- (7) 産後休業及び育児休業明けの入所希望として事前に入所申込が提出されている場合等（入所予約）であつて入所希望日が4月2日以後である場合については、当該児童は4月1日時点の待機児童には算入しないこと。

2 特定市町村について（児童福祉法第56条の8第1項）

(1) 要件

児童福祉法第56条の8第1項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

- ①当該年度の前年度（児童福祉法第56条の8第2項及び第5項の規定を適用する場合にあつては、前年度又は当該年度）の4月1日における待機児童の数が50人以上いること

- ②当該年度の4月1日において、当該年度前に定められた児童福祉法第56条の8第2項の市町村保育計画の計画期間が終了していないこと

このため、当該年度の前年度の4月1日に新たに待機児童の数が50人以上となったことにより特定市町村に該当することとなった市町村は、当該年度を始期とする市町村保育計画を策定することとなる。

(2) 2か年度以上にわたり特定市町村に該当する市町村について

(1)①の要件に該当することにより2か年度以上にわたり特定市町村に該当する市町村が、既に策定している市町村保育計画期間中に、再び特定市町村の要件に該当し

た場合は、改めて新たな市町村保育計画を策定することを要しないものとする。なお、この場合においては、既に策定している市町村保育計画の内容が待機児童の解消に資するものであるか否かについて検討を行うとともに、必要に応じて市町村保育計画の見直しを行うことが望ましい。

(3) 市町村保育計画の計画期間中の取扱いについて

当該年度の4月1日において、当該年度前に定められた市町村保育計画の計画期間が終了していない市町村は特定市町村となる。この場合、当該年度前に定められた市町村保育計画の計画期間中であることから、当該特定市町村において新たに市町村保育計画を策定することは要しないものとする。

3 特定都道府県について（児童福祉法第56条の9第1項）

(1) 要件

児童福祉法第56条の9第1項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

①当該年度の前年度（児童福祉法第56条の9第2項及び第6項の規定を適用する場合にあっては、前年度又は当該年度）の4月1日において、当該都道府県の区域内に、特定市町村となるべき市町村があること

②当該年度の4月1日において、当該年度前に定められた児童福祉法第56条の9第2項の都道府県保育計画の計画期間が終了していないこと

このため、当該年度の前年度の4月1日に新たに当該都道府県の区域内に特定市町村となるべき市町村が生じたことにより特定都道府県に該当することとなった都道府県は、当該年度を始期とする都道府県保育計画を策定することとなる。

(2) 2か年度以上にわたり特定都道府県に該当する都道府県について

(1)①の要件に該当することにより2か年度以上にわたり特定都道府県に該当する都道府県が、既に策定している都道府県保育計画期間中に、再び特定都道府県の要件に該当した場合は、改めて新たな都道府県保育計画を策定することを要しないものとする。なお、この場合においては、既に策定している都道府県保育計画の内容が待機児童の解消に資するものであるか否かについて検討を行うとともに、必要に応じて都道府県保育計画の見直しを行うことが望ましい。

(3) 都道府県保育計画の計画期間中の取扱いについて

当該年度の4月1日において、当該年度前に定められた都道府県保育計画の計画期間が終了していない都道府県は特定都道府県となる。この場合、当該年度前に定められた都道府県保育計画の計画期間中であることから、当該特定都道府県において新たに都道府県保育計画を策定することは要しないものとする。

4 市町村保育計画及び都道府県保育計画並びに次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画との関係について

特定市町村及び特定都道府県（以下「特定市町村等」という。）においては、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく市町村行動計画又は都道府県

行動計画（以下「市町村行動計画等」という。）とは別の計画として市町村保育計画又は都道府県保育計画（以下「市町村保育計画等」という。）を策定する必要はなく、市町村行動計画等と一体のものとして策定することが可能である。ただし、この場合、市町村行動計画等の保育サービスに係る部分は、当該自治体における待機児童の数を踏まえた保育サービスの供給が確保された内容であることが必要である。

5 計画策定手続について

(1) 現状の分析

次世代育成支援対策推進法第7条に基づく行動計画策定指針（平成15年国家公委
員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示
第※号。以下「行動計画策定指針」という。）中「三 市町村行動計画及び都道府県行
動計画の策定に関する基本的な事項」の「2 市町村行動計画及び都道府県行動計画の
策定に当たって必要とされる手続」中「(1) 現状の分析」を参考とすることとする。

この場合、具体的には、市町村保育計画等については、地域の人口構造や産業構造
等の地域特性、保育サービス利用者のニーズの実情、保育サービス提供の現状や保育
サービス資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それ
らを踏まえ策定することが必要である。

このため、保育施策に関連する各種の資料を収集・分析し、その結果を計画の策定
に活かしていくことが望ましい。

また、既に児童育成計画（地方版エンゼルプラン）を策定している市町村及び都道
府県においては、児童育成計画の進捗状況の評価や推進に係る課題の分析を行い、そ
の結果を活用していくことが必要である。

(2) ニーズ調査の実施等

行動計画策定指針中「三 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基
本的な事項」の「2 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たって必要とさ
れる手続」中「(2) ニーズ調査の実施」を参考とすることとする。

この場合、具体的には、特定市町村は、保育サービス利用者の意向及び生活実態を
把握し、保育サービスの量的及び質的なニーズを把握した上で市町村保育計画を策定
するため、保育サービス対象者に対するニーズ調査を適切に行うとともに、調査結果
をもとに保育サービスのニーズ量を推計・把握し、当該市町村の財政状況や民間の活
用を含めた供給基盤等を勘案し、待機児童の解消に向けて、具体的な目標設定を行う
ことが望ましい。

また、特定都道府県は、ニーズ調査が円滑に行われるよう、特定市町村に対する技
術的助言やニーズ調査の共同実施をする場合の特定市町村間の調整等に努めることが
望ましい。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定後に市町村保育計画を策定
する特定市町村は、新たなニーズ調査を実施することなく行動計画策定時に実施した
ニーズ調査結果を適宜活用して、市町村保育計画を策定することとして差し支えない

ものとする。この場合、ニーズ調査実施後の当該市町村における保育ニーズの動向に変化が見られる場合には、改めてニーズ調査を実施した上で市町村保育計画を策定することが望ましい。この場合、新たに策定される市町村保育計画は、行動計画との間の調和が保たれたものとする必要があるとあり、行動計画の変更を伴う場合もあることが考えられる。

その他の調査方法としては、人口規模等の地域の事情を勘案し、ヒアリングや懇談会等の方法をとることも考えられる。

(3) 住民の意見反映のための手続について（児童福祉法第56条の8第2項及び第56条の9第2項）

行動計画策定指針中「三 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項」の「2 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たって必要とされる手続」中「(3) 住民参加と情報公開」を参考とすることとする。

この場合、具体的には、児童福祉法第56条の8第2項及び第56条の9第2項では、特定市町村等は、市町村保育計画等を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとされていることから、計画の策定段階において、公聴会、懇談会又は説明会の開催等を通じて市町村保育計画等策定に係る情報を提供するとともに、意見を幅広く聴取し、反映させることが必要である。

また、児童福祉法第56条の8第3項及び第56条の9第3項では、特定市町村等は、市町村保育計画等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表することとされており、広報誌やホームページへの掲載等により適時かつ適切に広く住民に周知を図ることが必要である。

6 市町村保育計画等策定の時期等について

(1) 計画策定の時期について

市町村保育計画等に係る規定は平成17年4月1日から施行されることから、平成16年4月1日の時点で特定市町村等の要件に該当する市町村等は、平成16年度中に平成17年度を始期とする市町村保育計画等を策定することが必要である。

(2) 計画の期間について

市町村保育計画等の計画期間については、特定市町村等における保育需要の動向等の実情を踏まえ、当該特定市町村等が自由に設定することを可能とする。

なお、この場合、当該特定市町村等における保育需要の動向の変動にも十分対応することができるよう、必要に応じて市町村保育計画等の見直しを行うことが望ましい。

7 市町村保育計画等の実施状況の点検及び推進体制について

行動計画策定指針中「三 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項」中「4 市町村行動計画及び都道府県行動計画の実施状況の点検及び推進体制」

を参考とすることとする。

この場合、具体的には、市町村保育計画等の推進に当たっては、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検しつつ、その後の対策を実施することが必要である。

また、児童福祉法第56条の8第4項及び第56条の9第5項では、特定市町村及び特定都道府県は、毎年少なくとも1回、市町村保育計画等に定められた事業の実施の状況を公表しなければならないこととされており、この計画の実施状況等に係る情報を広報誌やホームページへの掲載等により、住民に分かりやすく周知を図るとともに、住民の意見等を聴取しつつ、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが必要である。

8 市町村保育計画等の内容に関する事項

(1) 市町村保育計画

特定市町村は、保育の実施責任を有する自治体としての役割を踏まえ、保育施策を総合的、かつ、きめ細かく行うことにより待機児童を解消するよう、保育に関する事業を市町村保育計画に体系的に盛り込むことが必要である。

市町村保育計画に盛り込む事項としては、児童福祉法第56条の8第1項において、保育の実施の事業、主務省令で定める子育て支援事業その他児童の保育に関する事業であって特定市町村が必要と認めるものの供給体制の確保に関する事項が掲げられており、これを踏まえ、計画策定に当たることが必要である。

計画の策定に当たっては、次に掲げる事項を踏まえつつ、各特定市町村の実情に応じた事業をその内容に盛り込むことが必要である。

各事業の目標設定に当たっては、保育サービス利用者等のニーズを踏まえて、待機児童の解消に向けて可能な限り定量的な目標を設定することが望ましい。

また、特定市町村において設定された定量的な目標については、後日、国の参考資料としてその数値の提供を依頼することとしている。

なお、定量的な目標の設定に当たっては、都道府県保育計画との整合性を図る観点から、特定市町村は都道府県との協議・調整を行うことが求められる。一方、特定都道府県においては、特定市町村から報告を受けた定量的な目標をもとに、都道府県全体としての定量的な目標を設定することが求められる。

指定都市及び中核市にあっては、この通知において都道府県保育計画に盛り込まれている内容のうち、指定都市及び中核市が処理することとされているものについては、適切に保育計画に盛り込むことが必要である。

① 保育の実施の事業

児童福祉法第24条第2項に規定する保育の実施の事業とする。

② 主務省令で定める子育て支援事業であって特定市町村が必要と認めるもの

児童福祉法第56条の8第1項に規定する主務省令で定める子育て支援事業は、児童福祉法施行規則第21条の19第5号に規定する事業（保育ママ事業）及び共同省令第2条第1号に規定する事業（幼稚園における預かり保育）とする。

③ その他児童の保育に関する事業であって特定市町村が必要と認めるもの

自治体における様々な単独施策を始めとする①及び②以外の児童福祉法第24条第1項ただし書に規定するその他の適切な保護に該当する事業等児童の保育に関する事業であって特定市町村が必要と認めるものとする。なお、保育サービスについては、その安定的な供給や質の確保の観点から、今後とも認可保育所が保育サービス提供の基本であることに留意するとともに、③の事業により待機児童の解消を図る場合であっても、子どものしあわせの観点から、当該事業について一定の質を担保することが必要である。

④その他の事項

市町村保育計画の策定に当たっては、子どものしあわせを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて保育サービスの提供体制を整備することが必要である。特定市町村は、市町村保育計画に基づき保育所受入れ児童数の計画的な拡充を図り、待機児童の解消に努めることが重要である。

上記①から③までの保育サービスの充実に当たっては、様々な規制緩和措置や民間活力を活用して量的な充足を図るとともに、延長保育、休日保育及び夜間保育などの多様な保育需要に応じて、広く住民が利用しやすい保育サービスの提供が行われることが必要である。

また、保育サービスの質を担保する観点から、第三者評価を始めとするサービス評価の仕組みの導入、実施等について取組を進めることが望ましい。

(2)都道府県保育計画

特定都道府県は、都道府県が実施する事業と併せて、特定市町村の計画的な事業の実施を支援するための措置を含めて、保育に関する事業を都道府県保育計画に体系的に盛り込むことが必要である。

都道府県保育計画に盛り込むべき事項としては、児童福祉法第56条の9第1項において、市町村保育計画の達成その他の市町村における保育の実施の事業及び主務省令で定める子育て支援事業その他児童の保育に関する事業であって特定都道府県が必要と認めるものの供給体制の確保に関する事項が掲げられており、これを踏まえ、計画策定に当たることが必要である。

計画の策定に当たっては、次に掲げる事項を踏まえつつ、各特定都道府県の実情に応じた事業をその内容に盛り込むことが必要である。

各事業の目標設定に当たっては、市町村保育計画を踏まえて、待機児童の解消に向けて可能な限り定量的な目標を設定することが望ましい。

①市町村保育計画の達成に関する事項

特定市町村に対する必要な支援等特定市町村の市町村保育計画の達成に資する事項とする。

②その他の市町村における保育の実施の事業及び主務省令で定める子育て支援事業その他児童の保育に関する事業であって特定都道府県が必要と認めるものの供給体制の確保に関する事項

特定都道府県における待機児童の解消に資するため、当該特定都道府県の区域内

の市町村における保育の実施の事業等に係る具体的な目標を規定するものとする。

なお、「その他児童の保育に関する事業であって特定都道府県が必要と認めるもの」については、自治体における様々な単独施策を始めとする(1)①及び②以外の児童福祉法第24条第1項ただし書に規定するその他の適切な保護に該当する事業等児童の保育に関する事業であって特定都道府県が必要と認めるものとする。なお、保育サービスについては、その安定的な供給や質の確保の観点から、今後とも認可保育所が保育サービス提供の基本であることに留意するとともに、(1)③の児童の保育に関する事業により待機児童の解消を図る場合であっても、子どものしあわせの観点から、当該事業について一定の質を担保することが必要である。

③その他の事項

より質の高い保育サービスの提供や多様なニーズに合わせた保育サービスの提供を図る観点から、人材の確保や養成に努めることが必要である。

また、特定都道府県は、市町村と連携を図りつつ、保育計画に基づき保育所受け入れ児童数の計画的な拡充を図り、待機児童の解消に努めることが必要である。

9 市町村保育計画等の推進に当たっての関係者の連携

(1) 市町村内及び都道府県内の首長部局及び教育委員会の連携

市町村保育計画等に盛り込まれる内容には市町村教育委員会及び都道府県教育委員会の所管に属する事項も含まれることから、特定市町村内及び特定都道府県内の首長部局及び教育委員会は、市町村保育計画等の総合的かつ効果的な推進を図るため、市町村保育計画等の策定やこれに基づく措置の実施について緊密な連携を図る必要がある。

(2) 市町村及び都道府県の連携

特定市町村及び特定都道府県は、市町村保育計画等の策定に当たって、相互にその整合性を図ることが重要であり、市町村保育計画等の策定過程において緊密な連携を図る必要がある。

特に特定都道府県は、児童福祉法第56条の10第1項の規定に基づき、特定市町村に対して、例えば次に掲げる事項について、必要な助言その他の援助を行うなど、適切に配慮することが必要である。

- ①国及び都道府県の施策や補助制度の内容についての情報提供
- ②保育に関する各種の統計資料の提供
- ③共同調査の支援等のニーズ調査の円滑な実施方法
- ④ニーズ量の推計方法及び目標の設定方法